

# 学校法人田中学園 水戸葵陵高等学校『いじめ防止・対処基本方針』

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめ防止等のための対策を講じる。

### (2) いじめの禁止

生徒は、いかなる場合であっても、いじめは行ってはならない。

### (3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係職員との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にその問題に対応し、解消を図るとともに、その再発の防止に努める。

## 2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① いじめの未然防止

(ア) 学校の最重点目標の一つに「頑張っている生徒が正当に評価される学校」を掲げ、一生懸命頑張っている生徒や弱い生徒をいじめない、見過ごさないよう組織的に取り組む。

(イ) 生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高め、心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。

(ウ) 心の通じ合う生徒同士の「絆」づくりをすすめ、ホームルームを何でも話し合える「居場所」にするとともに、いじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。

(エ) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間環境・学校風土をつくる。

(オ) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(カ) 保護者ならびに関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止のために生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

## ② いじめの早期発見のための措置

### (ア) いじめの調査等

いじめは大人の目につきにくいところで起こり、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いことから、いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

I. 生徒対象いじめアンケート調査【年3回（5月、9月、1月）】

II. 教育相談を通じた学級担任等による生徒からの聞き取り調査【年2回（6月、10月）】

### (イ) いじめの相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

I. スクールカウンセラーの活用

II. 学校のいじめ相談窓口の設置

III. その他の相談窓口の周知

### (ウ) いじめの未然防止等のための教職員の資質の向上

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるようにするため、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を、年間計画に位置づけて実施し、いじめの未然防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを未然防止し、また効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

## (2) いじめ防止等に関する措置

① 「水戸葵陵高等学校いじめ防止対策会議」（以下「対策会議」という）の設置

※いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策会議」を設置する。

(ア) 対策会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務部長、生徒指導部長 生徒指導副部長 特活指導部長 各学年主任 養護教諭、その他校長が必要と認める者（スクールカウンセラー）

(イ) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(ウ) 校長は対策会議を総理し、会議を代表する。

(エ) 対策会議は次ぎに上げる事務を所掌する。

I. 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

II. いじめの未然防止や早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

Ⅲ. いじめ事案の確認とその対応に関すること。

Ⅳ. いじめ問題の具体的対応を検討すること。

Ⅴ. いじめの相談窓口として相談を受けること。

(オ) 対策会議は校長が招集する。

(カ) 対策会議は次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握したときやいじめの相談情報があったときはその都度臨時会とする。

(キ) その他、対策会議の運営に必要な事項は、校長が決定する。

### 3 いじめへの対処の基本となる事項

#### (1) いじめの認知

① いじめと思われる、あるいは疑わしい（少しでも可能性のある）案件については、以下の要領で必ず文書をもって迅速かつ正確に報告する。なお、報告書は感情を交えず客観的事実を時系列で作成する

クラス担任→学年主任→生徒指導部長→教頭→校長

#### ② 保護者への連絡

→ 事態が明確になれば、適切なタイミングで保護者に事情を説明する。その際、被害生徒の主張と学校の対応を伝え、今後継続して調査を進める旨を理解してもらう。

#### (2) いじめ被害生徒のケア：担任・部活顧問・学年主任・カウンセラー等

① 被害生徒が負った心の傷を少しでも緩和する対策を取る。

→ 必要に応じて担任団、学年主任、カウンセラーが生徒の話を聞き、心のケアに努める。

② 今後の見通しを立て、問題解決に向けた方向性を確認し、生徒の安心を図る。

③ 必要に応じて家庭訪問や日常の中での声掛けなど、配慮を怠らない。

#### (3) いじめ加害生徒の調査：いじめ防止対策会議

① 加害側とされる生徒に対し事情聴取を行う

→ 調査書に一連の行動を記させ、被害側の主張と照らし合わせて事実確認をする。その際、双方の言い分に耳を傾け、先入観で調査しないよう注意する。また、加害が明らかな場合、加害生徒と被害生徒が接触しないよう充分配慮し、加害生徒は教室に入れない。

② 加害側が複数の場合、個別に聴取し、連絡を取り合えないよう配慮する。

③ 加害側についても保護者に連絡を取り、事態の説明を行う。

④ 犯罪行為として取り扱われるいじめについては、私学振興室及び所轄警察署等に連絡し、事象の報告と相談を行う。

⑤ そのほか、事情を知っている生徒にも客観的な意見を聞き、判断の材料とする。

#### (4) いじめ加害生徒の指導：担任・学年主任・生徒指導部長・教頭・校長

① 担任は、加害生徒に反省文を書かせるとともに、生徒指導報告書を作成する。

② 生徒指導部長は校長と協議し、特別指導（処分）を決定する。

③ 生徒指導部長は速やかに申し渡しの場を設定し、保護者召喚のもと、本人・保護者に

校長から特別指導を申し渡し、反省を促す。

④ 担任は、本人の反省度合いを注意深く観察し、特別指導を有効なものにする。  
→反省記録の内容を確認して反省の判断材料としながら、状況により家庭訪問を行う。

(5) 事態の収束にむけて：担任、部活動顧問

- ① 謝罪あるいは和解の場を設け、今後の学校生活を円満に送れるようサポートする
- ② 被害生徒が安心して学校生活を送れるよう十分な配慮をする。
- ③ 加害生徒は特別指導を経て反省・成長しているかを見極め、期間を終えても継続して教育的指導を施す。
- ④ いじめが起きた集団へは、ただ見ていた生徒や同調した生徒に対し、自分の問題として捉えさせ、その行為自体がいじめに加担していることを理解させ、いじめが二度と起こらないよう働きかける。

(6) 注意事項

- ① 担任、副担任、部活動顧問は一人で抱え込まず、必ずチームで対応する。
- ② 被害、加害生徒の保護者への連絡は、学校への不信感に繋がらないよう細心の注意を払う。
- ③ 調査は長時間に及ぶ可能性があるため、当該生徒の体調・食事等には充分配慮すること。
- ④ 被害者側の保護者は感情が昂ることもあり、学校に対して感情的で不適切な対応を要求することもあるが、その気持ちに寄り添いながらも慎重に意見を聞くよう心がける。
- ⑤ 加害者側の保護者は事態を受け入れられず、被害者側に攻撃的になることがあるが、言葉を尽くして理解を求めよう働きかけ、決して学校側が感情的にならないよう充分注意する。

#### 4 重大事態への対処

- (1) 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。
  - ① 当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
  - ② 重大事態が発生した旨を、私学振興室に報告する。
  - ③ いじめの被害を受けた生徒や情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。
  - ④ いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように指導・支援する。
  - ⑤ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
  - ⑥ 上記調査結果については、私学振興室を通じて、茨城県知事に報告する。
  - ⑦ いじめの被害を受けた生徒には、状況に合わせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰への支援や学習支援を行う。
  - ⑧ 当該事態の事実に向かい合い対応することによって、同種の事態の発生を防止

する。

(2) 「水戸葵陵高等学校いじめ調査委員会」(以下「調査委員会」という)の設置

① 調査委員会は、いじめによる重大事態が発生した際に当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。事実面に真摯に向き合うことで当該事案への対処や同種の事態の発生防止を目的とする。

② 調査委員会は次の者で構成する。

上記の2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項の(2)①アにある本校いじめ防止対策会議の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知識又は経験を有する第三者を構成員とすることができる。

③ 調査委員会の招集に当たっての重大事態の判断基準は次のとおり定める。

(ア) 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合とは、生徒が自殺等により亡くなった場合、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合とする。

(イ) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、その目安にかかわらず学校の判断により、迅速に調査に着手する。

④ 調査委員会の運営を次のとおり定める。

(ア) 校長は本委員会を招集し、主催する。

(イ) 本委員会は、私学振興室等の関係機関と連携を取りながら運営する。

⑤ 調査委員会は、上記の目的達成のため、次のように調査を行う。

(ア) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(イ) 生徒が自殺等により亡くなった場合については、詳しい調査を行うにあたり、事実の分析評価等に高度の専門性を有する場合など、必要に応じて第三者による実態把握を進めることとする。

⑥ 調査結果については、私学振興室を通じて、茨城県知事に報告する。

(3) 重大事態への対処として緊急保護者会の開催並びに報道機関への対応は以下に定める。

① 緊急保護者会の開催

(ア) 開催の判断

緊急保護者会の開催については、管理職は教育振興会役員等と連携を図り、次のような点を考慮の上で判断することが必要である。

[判断基準]

- ・事案が当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きいこと。
- ・生徒及び保護者に、不安感や学校に対する不信感が高まっている、または高まる可能性があること。

#### (イ) 目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する

- ・事案についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避けること。
- ・学校運営の正常化を図るため、対応方針を説明し、保護者や地域の人々の協力を求めること。
- ・学校の対応方針等に対する保護者の要望や考えを聞くこと。

#### (ウ) 実施上の留意点

##### I. 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や、事案の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

##### II. 個人情報への配慮

事案に関わる児童生徒の人権やプライバシーについて、最大限の配慮を行う。

##### III. 教職員の共通理解

管理職は、教職員に緊急保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について説明し、共通理解を図っておく。

##### IV. 誠意ある対応

緊急保護者会において、様々な意見や要望が出されることが考えられる。それらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

##### V. 教育振興会役員との連携

開催目的・内容等について、教育振興会役員と事前に協議する。

#### ② 報道機関への対応

##### (ア) 対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対応する。

##### I. 情報の公開

個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事案についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合、その旨を説明し、理解を求める。

##### II. 誠意ある対応

報道を通じて、事案の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明できる。学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって

対応する。

### Ⅲ. 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

#### 5 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の5点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止に関する取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- (3) いじめに対処する取り組みに関すること。
- (4) いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。
- (5) いじめの取り組みについての関連機関との連携に関すること。

以上の評価を通して、いじめへの取り組みが計画通り進んでいるかどうかのチェックリストや学校の基本方針等について体系的に見直し、必要に応じて年間計画の修正等を行い、より適切ないじめの防止等の取り組みについて検証する。

#### 付則

(施行期間)

第1条 このいじめ防止・対処基本方針は、平成29年4月1日より施行する。